

○東京都市町村公平委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

( 昭和42年4月1日  
条例第5号 )

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号  
昭和46年 2月22日 条例第 5号  
昭和47年 2月 2日 条例第 3号  
昭和48年 2月23日 条例第 2号  
昭和48年11月19日 条例第 9号  
昭和51年 2月13日 条例第 4号  
昭和52年 2月28日 条例第 1号  
平成 3年 2月27日 条例第 4号  
平成 5年 2月26日 条例第 6号  
平成 8年 2月27日 条例第 3号  
平成10年 2月25日 条例第 3号  
平成26年 2月18日 条例第 5号

**第1条** 東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）の報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

**第2条** 委員会の委員長等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

**第3条** 委員会の委員長等が公務により旅行するときは、順路により費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償は、別表第2のとおりとする。ただし、委員会が実施する事業に伴う宿泊を要する旅行については、日当は支給しない。

3 委員会の委員長等が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が別に定めて旅費を支給することができる。

4 委員会の委員長等が招集に応じたときは、その費用弁償は、日額3,000円とする。

**附 則**

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和42年9月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年2月22日条例第5号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年2月2日条例第3号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和48年2月23日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和48年11月19日条例第9号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和51年2月13日条例第4号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年2月28日条例第1号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**（平成3年2月27日条例第4号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**（平成5年2月26日条例第6号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都市町村公平委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年2月27日条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年2月25日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年2月18日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額
委員長	月額 75,000 円
委員	月額 71,000 円

別表第2（第3条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当		宿泊料	食卓料
					宿泊を要しないもの	宿泊を要するもの		
内国旅費	実費	実費	実費	実費	2,300円	3,500円	15,000円	1,800円
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額							
備考	<p>1 宿泊を要しない都内出張については、定額として、1日3,000円を支給する。</p> <p>2 鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</p> <p>3 公平委員会で借り上げた自動車を使用して旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p>							